

令和元年度

# 事業概要

こども家庭局

# 目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和元年度 主要事業	9

## I こども家庭局の概要

1. 局長 森下 貴浩
2. 局の職員数 1,481人（平成31年4月19日現在）
3. 令和元年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,161,033	4 民生費	111,003,868
18 国庫支出金	40,312,274	5 衛生費	3,879,114
19 県支出金	12,948,482	13 教育費	2,030,895
20 財産収入	102,132	15 諸支出金	305,000
21 寄附金	10,248		
22 繰入金	224,101		
24 諸収入	9,986,412		
25 市債	920,000		
歳入合計	65,664,682	歳出合計	117,218,877

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費） (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	217,421	1 事業費	217,421
歳入合計	217,421	歳出合計	217,421

## Ⅱ 組織と事務分掌

### こども企画課

#### <総務係>

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算の経理に関すること。
- (3) 局の職員の人事に関すること（行財政局人事課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の推進に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること（子育て支援部振興課整備係の所管に属するものを除く。）。
- (8) こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業に関すること（保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。
- (9) 区役所におけるこども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業の指導、連絡及び改善に関すること（保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。
- (10) 神戸市子ども・子育て会議に関すること。
- (11) 市民福祉調査委員会に関すること（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項に係るものに限る。）。
- (12) 神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会に関すること。

### こども青少年課

#### <地域子育て係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立の児童館に関すること。
- (3) 民間の児童館の設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること。
- (4) 子ども会に関すること。
- (5) ファミリーサポート事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に掲げる事業をいう。）に関すること。
- (6) 在宅の児童の子育てに関すること（地域子育て支援センターに関するものを除く。）。
- (7) 新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。
- (8) 地域における子育て支援の推進に関すること。

#### <青少年育成係>

- (1) 神戸っ子応援団に関すること。
- (2) 青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 青少年育成協議会に関すること。
- (4) 青少年育成市民運動に関すること。
- (5) 青少年地域指導者の育成に関すること。
- (6) 青少年活動の振興及び青少年団体の育成に関すること。
- (7) 成人お祝いの会その他の青少年行事の運営に関すること。

- (8) 神戸市青少年会館に関すること。
- (9) 青少年の非行防止並びに補導機関との連絡及び調整に関すること。
- (10) 青少年の国際交流に関すること。

## こども育成部

### 家庭支援課

#### <家庭養護係>

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
- (3) 里親に関すること。
- (4) 児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置並びに設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること（保健福祉局監査指導課及び保健福祉局障害福祉部の所管に属するものを除く。）。
- (5) 児童福祉施設（保育所及び障害児に係る施設を除く。）の栄養指導に関すること。
- (6) 若葉学園との連絡及び調整に関すること。
- (7) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（保健福祉局障害福祉部障害福祉課施設支援係及び障害者支援課自立支援係の所管に属するものを除く。）。
- (8) 一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
- (9) 子供に関する諸手当に関すること。
- (10) 婦人の更生及び保護に関すること。
- (11) 配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談に関すること。
- (12) 神戸市ひとり親家庭支援センターに関すること。
- (13) 自立援助ホーム子供の家に関すること。

#### <母子保健係>

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 難病の対策に関すること（保健福祉局保健所調整課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 受胎調節実地指導員の指定等に関すること。

#### <発達支援係>

- (1) 発達障害児の支援に関すること（保健福祉局障害福祉部発達障害者支援センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 障害児の福祉に関すること（保健福祉局精神保健福祉センター、障害福祉課及び障害者支援課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 神戸市療育センターとの連絡及び調整に関すること。

### 若葉学園（2）

#### <管理係>

- (1) 学園の庶務及び学園内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 若葉学園の他の係の所管に属しない事項に関すること。

#### <自立支援係>

- (1) 入所又は通所の児童（以下この学園において「入所等児童」という。）の生活指導及び養護に関すること。

- (2) 入所等児童の入所，退所，調査，統計，保護及びカウンセリング等に関すること。
- (3) 警察，家庭裁判所その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 入所等児童の家庭に対する支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，入所等児童の自立支援に関すること。

<指導係>

- (1) 入所等児童の学科及び職業の指導に関すること。
- (2) 入所等児童のクラブ及び行事の指導に関すること。
- (3) 入所等児童の退所後の自立支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，入所等児童の指導に関すること。

総合療育センター  
(2)

<管理係>

- (1) 総合療育センターの庶務並びに総合療育センター内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 総合療育センターの車両の運行に関すること。
- (3) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。
- (5) まるやま学園及びあけぼの学園の看護業務に関すること。
- (6) 前各号の事務に付随する事務に関すること。
- (7) 相談診療係，まるやま学園及びあけぼの学園の所管に属しない事項に関すること。

<相談診療係>

- (1) 知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談に関すること。
- (2) 障害のある児童等に係る診療，検査及び機能回復訓練に関すること。
- (3) 障害のある児童等に係る医学的判定及び心理学的判定に関すること。
- (4) 障害のある児童等に係る療育及び指導に関すること。
- (5) 障害のある児童等に係るグループ療育に関すること。
- (6) 前各号の事務に付随する事務に関すること。

<まるやま学園>

- (1) 通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか，通園児童の支援に関すること。
- (3) 前2号の事務に付随する事務に関すること。

<あけぼの学園>

- (1) 通園児童（満15歳から満18歳に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導及び職業指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか，通園児童の支援に関すること。
- (3) 前2号の事務に付随する事務に関すること。

東部療育センター  
(2)

- (1) 東部療育センターの庶務並びに東部療育センター内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 東部療育センターの車両の運行に関すること。
- (3) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) ひまわり学園の給食に関すること。

- (5) 障害のある児童等に係る相談に関する事。
- (6) 障害のある児童等に係る診療、検査及び機能回復訓練に関する事。
- (7) 障害のある児童等に係る療育及び指導に関する事。
- (8) 前各号の事務に付随する事務に関する事。
- (9) ひまわり学園の所管に属しない事項に関する事。

<ひまわり学園>

- (1) 通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関する事。
- (3) 前2号の事務に付随する事務に関する事。

西部療育センター  
(2)

- (1) 西部療育センターの庶務並びに西部療育センター内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 西部療育センターの車両の運行に関する事。
- (3) 関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (4) のぼら学園の給食に関する事。
- (5) 障害のある児童等に係る相談に関する事。
- (6) 障害のある児童等に係る診療、検査及び機能回復訓練に関する事。
- (7) 障害のある児童等に係る療育及び指導に関する事。
- (8) 前各号の事務に付随する事務に関する事。
- (9) のぼら学園の所管に属しない事項に関する事。

<のぼら学園>

- (1) 通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関する事。
- (3) 前2号の事務に付随する事務に関する事。

子育て支援部

振興課

<振興係>

- (1) 部及び課の庶務に関する事。
- (2) 就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関する事。
- (3) 保育所の保育料に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援法の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関する事。
- (5) 施設型給付費及び地域型保育給付費等に係るシステムの開発及び運用に関する事。

<整備係>

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事（こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教育・保育施設等整備計画に関する事。
- (3) 民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関する事。

<運営係>

- (1) 市立の保育所（以下「市立保育所」という。）の運営に関する事。
- (2) 市立保育所の施設の管理及び保全に関する事。
- (3) 市立保育所の監査に関する事。
- (4) 保育施策の推進に関する事。
- (5) 神戸市立保育所の移管に係る法人選定委員会に関する事。
- (6) 地域子育て支援センターに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市立保育所に関する事。

地域子育て支援センター東灘（４）

地域子育て支援センター灘（４）

地域子育て支援センター中央（４）

地域子育て支援センター兵庫（４）

地域子育て支援センター北（４）

地域子育て支援センター北神（４）

地域子育て支援センター長田（４）

地域子育て支援センター須磨（４）

地域子育て支援センター垂水（４）

地域子育て支援センター西（４）

保育所（３）

魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・桜の宮・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台

- (1) 乳幼児の保育に関する事。
- (2) 前号に掲げる事務に付随する事務に関する事。

事業課

<給付係>

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 保育所における保育に係る費用に関する事。
- (3) 民間の保育所、幼稚園等の助成に関する事。
- (4) 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する事。
- (5) 私立幼稚園就園助成等に関する事。
- (6) 病児保育事業の助成に関する事。
- (7) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部こども家庭支援課こども福祉係、北神区役所こども家庭支援課こども保健係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課こども福祉係の所管に属するものを除く。）。



- (8) 次に掲げる事項に係る福祉事務所との連絡及び調整に関すること並びに福祉事務所への指導に関すること。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育所における保育に関すること。
  - イ 児童福祉法第24条第3項の規定に基づく保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用に係る調整及び要請に関すること。
  - ウ 児童福祉法第24条第4項の規定に基づく保育の利用の申込みの勧奨及び保育を受けることができるようにするための支援に関すること。
  - エ 児童福祉法第24条第5項の規定に基づく保育を必要とする児童について、本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置及び本市以外の者の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置に関すること。
  - オ 児童福祉法第24条第6項の規定に基づく保育を必要とする乳児・幼児について、本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置、本市以外の者の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置、本市が行う家庭的保育事業等による保育を行う措置及び本市以外の者に家庭的保育事業等により保育を行うことを委託する措置に関すること。
- (9) 子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。
- (10) 一時預かり事業に関すること。

<指導係>

- (1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可並びに家庭的保育事業等の認可に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に係る届出に関すること。
- (5) 民間の保育所、認定こども園、家庭的保育者等の指導及び監督に関すること（保健福祉局監査指導課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 病児保育事業の指導及び監督に関すること。
- (7) 認可外の保育施設の指導及び監督に関すること。
- (8) 教育・保育の内容の研究及び改善に関すること。
- (9) 保育所等の職員の指導及び研修に関すること。
- (10) 保育所等の栄養及び衛生指導に関すること。

こども家庭センター①  
(児童相談所)

<総務係>

- (1) こども家庭センターの庶務に関すること。
- (2) 里親養護費に関すること。
- (3) 児童福祉法（以下こども家庭センターにおいて「法」という。）第56条の費用の徴収に関すること。
- (4) 法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費、同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、同節第4款に規定する障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること（利用者負担額の決定に関することに限る。）（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。
- (5) 児童の一時保護委託費の支払に関すること。

(6) こども家庭センターの他の係の所管に属さない事項に関する事。

＜一時保護係＞

- (1) 一時保護児童の指導及び観察に関する事。
- (2) 一時保護児童の養護に関する事。

＜家庭支援係＞

- (1) 養護（虐待を含む。）に係る児童の相談及び通告に関する事。
- (2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関する事。
- (3) 里親の指導に関する事。
- (4) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関する事。
- (5) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関する事。
- (6) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関する事。

＜発達相談係＞

- (1) 発達に係る児童の相談及び知的障害児の判定に関する事。
- (2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関する事。
- (3) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関する事。
- (4) 法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費，同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費，同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費，同節第4款に規定する障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関する事（総務係及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。
- (5) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関する事。
- (6) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関する事。

＜養育支援係＞

- (1) 児童の相談（家庭支援係及び発達相談係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関する事。
- (3) 第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関する事。
- (4) 第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関する事。
- (5) 第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関する事。

＜判定指導係＞

- (1) 児童の心理学的，医学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定に関する事（発達相談係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 児童の心理学的，医学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の指導及び治療に関する事。

【注】事業所及び行政機関の表示については、次のとおりである。

- (1) は第1類（部相当）の事業所を、(2) は第2類（課相当）の事業所を、(3) は第3類（係相当）の事業所を、(4) は第4類の事業所を示す。
- ①は部相当の行政機関を、②は課相当の行政機関を示す。

### Ⅲ 令和元年度 主要事業

#### 1. 仕事と子育ての両立支援

##### (1) 待機児童解消対策の強化

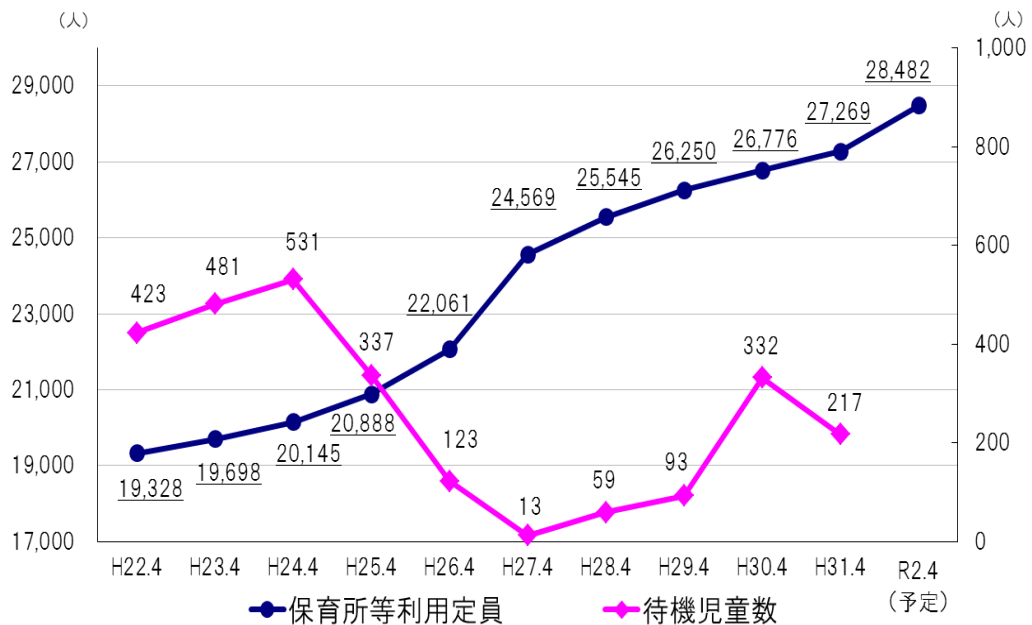
###### ①約 1,200 人分の保育定員を拡大 (振興課)

- ◆保育所・認定こども園の新設・分園整備 (17 か所 930 人)
  - ・東灘区 4 か所 210 人
  - ・中央区 4 か所 210 人
  - ・須磨区 1 か所 60 人
  - ・西区 2 か所 100 人
  - ・灘区 4 か所 200 人
  - ・兵庫区 1 か所 90 人
  - ・垂水区 1 か所 60 人
- ◆幼稚園から認定こども園への移行 (5 か所 100 人)
- ◆小規模保育事業所等の整備 (12 か所 176 人)



保育定員及び待機児童数の推移

※毎年度 4 月 1 日時点 (単位: 人)



###### ②新たな保育定員確保対策 (振興課)

###### ◆パーク&ライド型保育所

保育ニーズの地域偏在を是正するため、保護者がマイカーで子どもを預けた後、駐車したまま最寄りの駅から電車で通勤できる駐車場併設型の保育所を整備する。

- ・兵庫区 (キャナルタウン西広場)



#### ◆保育送迎ステーション

用地確保が困難な地域における保育ニーズに対応するため、利便性の高い駅周辺に子ども（3～5歳児）を預かるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎する。

- ・灘区（受け入れ先保育所：ひまわり学園跡地に新設整備）、中央区



#### ◆公有財産を活用した保育定員の拡大

区役所庁舎における小規模保育事業所の整備（須磨区）や、旧公立幼稚園舎を改修により保育所として活用し、保育定員の拡大を図る。

#### ◆サテライト型小規模保育事業の推進

保育所を運営する事業者が、本園近くに小規模保育事業所を整備し、受け皿となる本園において3歳児以降の定員を拡大する場合、整備における従来の事業者負担の1/2（上限400万円）を上乗せ補助する。

#### ◆都心部における用地・建物賃料補助

都心部における事業者の参入を支援するため、用地や建物にかかる賃料を補助する。

- ※補助対象 用地：1/2相当、上限1,000万円
- 建物：3/4相当、上限1,650万円

#### ◆認可外保育施設の認可化支援補助

保育環境の向上および認可定員の拡大のため、認可外保育施設の認可化に必要な改修経費等を補助する。

#### ◆企業主導型保育事業の備品購入費補助

市内で新たに企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、国の助成の対象とならない備品購入費を補助する。（保育定員1人あたり28,500円）

### ③幼稚園における長時間預かりの実施支援（事業課）

職員配置等に要する経費を補助するほか、保育を必要とする3歳児の預かり保育利用者に対し保育料の一部を補助する。（上限1万円/月・年収520万円以下の世帯）

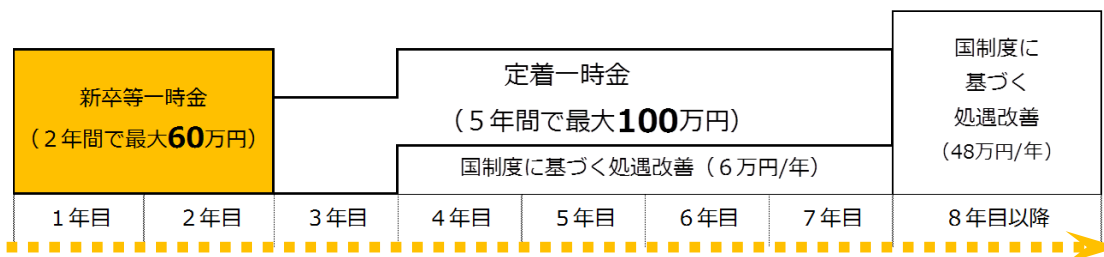
### ④区役所窓口体制の強化（事業課）

各区役所・支所・出張所に配置している保育サービスコーディネーターを、新たに4名（東灘区、灘区、中央区、垂水区）配置し、保育利用に関する相談受付や情報提供を行う。

## (2) 保育人材確保と保育士負担軽減

### ①一時金給付 (事業課)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。



### ②潜在保育士の職場復帰支援 (事業課)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金(10万円)を給付する。

### ③宿舍借り上げ支援 (振興課)

採用1～5年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。  
(1人あたり上限82,000円/月)

### ④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (振興課)

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。(上限54,000円/月)

※2年間の勤務で返還免除

### ⑤保育士資格の取得支援 (振興課)

保育補助者等が保育士資格試験に合格し、市内の保育所等に就職した場合に、講座受講費用の1/2を補助する。(上限15万円)



### ⑥保育士奨学金返還の支援 (振興課)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額 5,000円/月(7年間で最大42万円)

### ⑦保育士の負担軽減 (振興課)

登降園管理・午睡チェック等のシステム導入に要する経費を補助するとともに、ICT機器を活用した先駆的なモデルとなる保育所等を選定し、業務負担軽減や効率化を検証する。

また、外国籍の子どもを受け入れを円滑に行うため、多言語翻訳機を導入する。

### ⑧保育人材確保プロモーション (振興課)

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告やSNSを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、保育所等の見学ツアーや就職フェアを引き続き開催する。



<午睡チェックのイメージ>

### (3) 幼児教育・保育の無償化への対応 (事業課)

- ◆幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育における保育料を無償化  
※対象 3～5歳児：全世帯 0～2歳児：住民税非課税世帯  
※新制度の対象とならない幼稚園については、上限 25,700 円/月
- ◆認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業における利用料を無償化（保育の必要性の認定を受けた場合）  
※上限 3～5歳児：37,000 円/月 0～2歳児（住民税非課税世帯のみ）42,000 円/月
- ◆幼稚園の預かり保育における利用料を無償化（保育の必要性の認定を受けた場合）  
※上限 11,300 円/月

### (4) 多様な保育ニーズへの対応

#### ①病児保育室の整備 (事業課)

保育士の人材確保や経常的な賃料等に要する経費を新たに補助し、既存施設の安定的な運営を図るとともに、2か所増設する。



#### ②保育所等における医療的ケア児の受け入れ (事業課)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、5施設で受け入れを行う。

### (5) 学童保育の充実 (こども青少年課)

#### ①学童保育施設の整備

利用者数の増加に対応するため、学童保育の受け入れ体制を拡大する。

- ◆整備 5か所 設計 2か所

#### ②安全体制の強化

過密施設において、別教室等複数箇所学童保育を実施する必要がある場合、児童の安全を確保するため、職員を増員配置する。

#### ③障がいのある児童の支援体制強化

障がい児 1人あたりの加算額の増額 および「座って話を聞けない」など特に配慮が必要な子どもに対応する職員の増員配置(対象 高学年のみ→全学年)等により見守り体制を強化する。

#### ④シニア層の活用

放課後児童支援員の継続的な雇用を促進するため、経験年数（キャリアアップ）加算において、年齢要件を撤廃する。

#### ⑤民設学童保育に対する支援

新たに施設維持費用の助成を行うとともに、学童保育利用料について、低所得世帯を対象に公設の学童保育料の減免相当額を助成する。

## 2. 産前・産後の切れ目ない支援

### (1) 特定不妊治療費助成 (家庭支援課)

高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用を助成する。

#### ◆助成額（申請1回につき）

所得・治療内容に応じて、上限30万円（所得730万円以上の世帯の場合は上限15万円）

※男性不妊治療の初回治療助成を拡大

所得730万円未満の世帯：上限15万円→30万円

所得730万円以上の世帯：上限7万5,000円→15万円

### (2) 妊婦健康診査費用助成 (家庭支援課)

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。（上限14回・12万円）

### (3) 産前ホームヘルプサービスの実施 (家庭支援課)

産後ホームヘルプサービスの対象者を産前まで拡大する。

◆体調不良などにより家事や育児が困難な妊婦

◆1回2時間以内（上限10回） 利用料金1,600円/回



### (4) 新生児聴覚検査費用助成 (家庭支援課)

聴覚障がい早期発見・早期療育につなげるため、新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用を助成する。

◆助成額 上限5,000円

### (5) 産後うつ対策 (家庭支援課)

#### ◆産婦健康診査費用助成

産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用を助成する。

#### ◆産後うつスクリーニング

新生児訪問指導および4か月児健康診査時に実施し、支援が必要な母親には産後ケア事業の紹介や臨床心理士によるカウンセリング、保健師による家庭訪問等を行う。

#### ◆産後ケア事業

産後の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。

### (6) 母子保健事業の改善および機能強化 (家庭支援課)

妊娠届出・新生児訪問指導・乳幼児健康診査等で集積された「母子保健データ」の分析を専門機関に委託し、分析結果を神戸市における母子保健事業の改善や疾病スクリーニングの精度向上に活用する。また、外部のスーパーバイザーによる助言指導を受けるとともに、専門分野の研修を実施する。

### (7) こども医療費助成 (こども企画課)

中学3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 負担なし

◆外来 0～2歳児：負担なし

3歳児～中学3年生：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回まで

※3回目以降無料

### 3. 特に援助が必要な子ども・家庭への支援

#### (1) 児童虐待防止（家庭支援課）

##### ①こども家庭センター（児童相談所）の体制強化

法的判断を伴う児童虐待に対応するため常勤弁護士を配置するとともに、児童福祉司を4名、児童心理司を2名増員する。

##### ②一時保護所における学習支援の強化

民間事業者を活用し、学習支援体制を強化する。

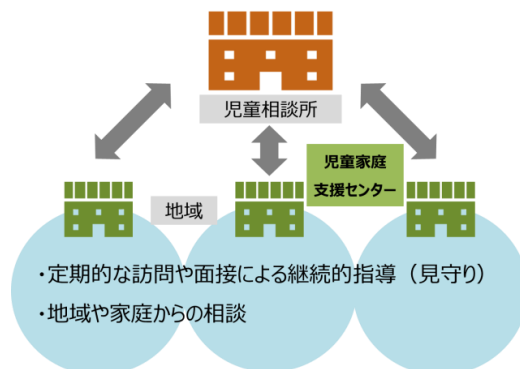
##### ③児童家庭支援センターの増設

児童相談所の補完的機能として、地域の相談窓口や在宅支援を強化するため、児童家庭支援センターを児童養護施設内に1か所増設する。

◆市内2か所→3か所

##### ④未就園児等全戸訪問事業

福祉サービス等を利用していない未就園児等の状況を把握するため全戸訪問を実施する。



#### (2) DV対策（家庭支援課）

##### ①DV被害者支援の強化

民間支援団体が実施するDV被害者支援活動（安全確保のためのシェルター運営）における賃料等の費用を補助するとともに、新たに電話相談や一時避難中に要する経費を補助する。

##### ②自立支援事業の強化

DV被害者が避難後に地域において自立して生活するため、外部講師によるグループカウンセリングやサポートカフェを実施するとともに、民間支援団体による家庭訪問支援について、対象範囲や支援内容を拡充する。

##### ③DV予防啓発事業

パープルリボンキャンペーンの実施や中学校・高等学校へ専門講師を派遣するなど啓発事業を行う。

#### (3) 障がいのある子どもへの支援（家庭支援課）

##### ①障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築

障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

##### ②西部療育センターにおける作業療法の充実

西部療育センターの作業療法（OT）について、訓練室を増設するとともに、実施体制を強化する。

##### ③広報啓発事業

障がいのある子どもに関する相談窓口や支援制度を分かりやすくまとめたハンドブックの作成を行う。



#### (4) 社会的養護体制の充実 (家庭支援課)

##### ①里親委託の促進

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の登録里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。



##### ②ファミリーホームの増設

家庭的な環境で5～6名の児童養育を行うファミリーホームを1か所増設する。

◆市内3か所→4か所

##### ③児童養護施設におけるアフターケア体制の強化

児童養護施設に新たに「自立支援コーディネーター」を配置し、施設を退所した子どもに対するアフターケアを行う。

#### (5) ひとり親家庭への支援 (家庭支援課)

##### ①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が看護師等の資格取得を目指して、1年以上養成機関に通う場合に生活費の負担を軽減するための給付金を支給する。

◆支給期間の上限拡充 (36月→48月)

※対象 4年課程が必須となる資格を目指す者等

◆支給額 修学期間の最終年限1年間について4万円を増額

住民税非課税世帯 月10万円→14万円

住民税課税世帯 月7万500円→11万500円



##### ②自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が指定の教育訓練講座を修了した場合に、経費の一部を支給する。

◆支給対象の拡大 (看護師等の専門資格取得を目指す養成課程を追加)

◆支給上限の引き上げ (20万円→80万円)

##### ③就職に有利な資格取得支援事業

ひとり親家庭の親やその子どもを対象に、就職に結びつく可能性の高い資格取得講座を無料かつ託児付きで開催し、就業を促進する (パソコン検定講座・医療事務講座等)。

##### ④児童扶養手当

子どもを監護するひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長に資するための手当を支給する。

◆支給回数の変更 年3回 (4, 8, 12月) →年6回 (1, 3, 5, 7, 9, 11月)

※2019年11月以降

◆未婚の児童扶養手当受給者に対して国制度に基づき臨時・特別給付金を給付

支給額 17,500円/年

## 4. 地域における子育て支援の充実

### (1) 地域と連携した居場所づくり (こども青少年課)

#### ①区役所等の公共施設を活用した地域子育て支援拠点

子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集えるひろばを公共施設内のスペース(区役所市税事務所跡等)を活用し整備する。また、ひろばには専任スタッフを配置し、子育てに関する悩みや不安を解消するための相談業務を行う。

- ◆各区役所庁舎等に「おやこふらっとひろば」を開設
  - ※2022年度頃までに各区に開設
- ◆健康ライフプラザ(兵庫区)



#### ②学齢前児童の遊びの地域拠点

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を主要駅近くに開設する。

- ◆北区(神戸電鉄 岡場駅前) 1か所 2019年7月 開設予定



#### ③子どもの居場所づくりの支援

地域団体やNPOが実施する小中学生を対象とした食事の提供や学習支援など、放課後等に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの取り組みを支援する。

## 5. 子育て施策の総合的な推進

### (1) 総合児童センターの移転拡充 (こども企画課)

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、2021年秋の完成に向けて引き続き設計業務等を行う。

◆移転場所 中部処理場跡地北側

### (2) 青少年会館移転に伴う準備調査 (こども青少年課)

青少年会館の移転(2020年度から2021年度頃)に向け、施設の機能や配置等の詳細検討を実施する。

◆移転先候補 神戸駅周辺

### (3) 「子育てにあたたかい街こうべ」の発信

#### ①子育て情報の総合的な発信 (こども企画課)

神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信する。

#### ②保育人材確保プロモーション (振興課)

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告やSNSを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、保育所等の見学ツアーや就職フェアを引き続き開催する。

